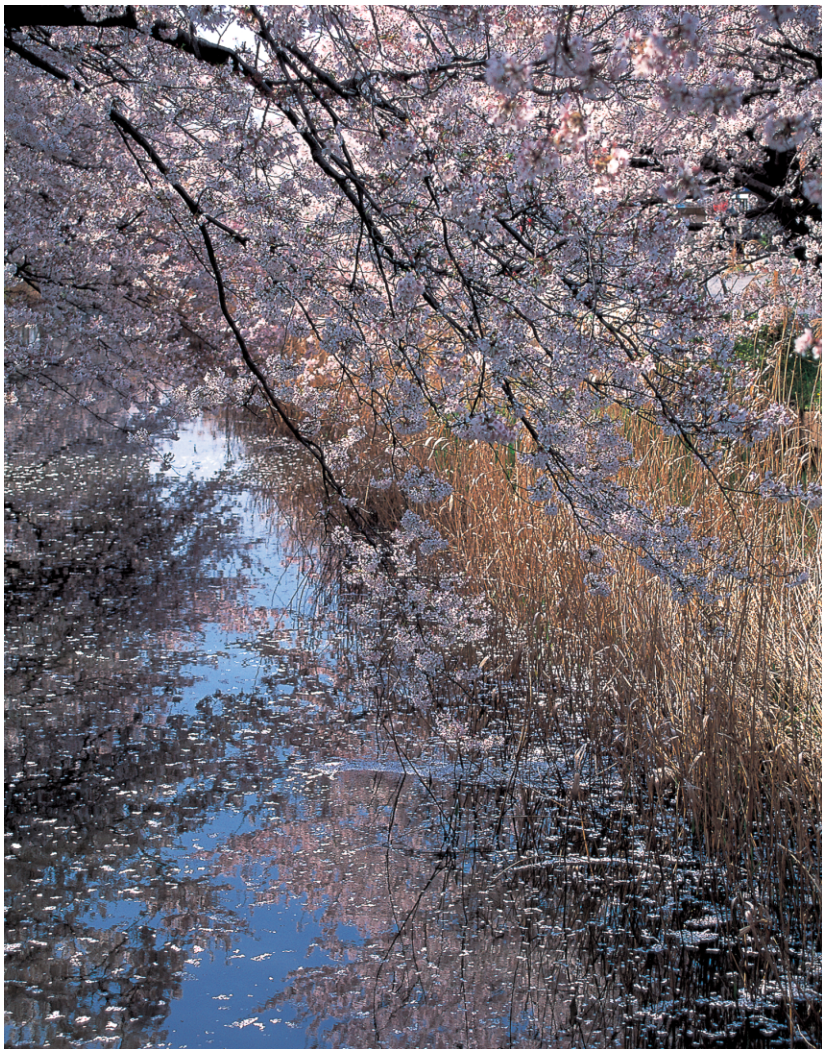

梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
税理士 梶　久男
〒933-0849
高岡市横田本町10－7
ダイキビル2F
TEL　0766(25)7722㈹
FAX　0766(25)7723
http:// kaji.zei-mu.jp

4月 (卯月) APRIL

29日・みどりの日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

ワンポイント　類似商号規制の廃止

類似商号規制は、既に他人が登記した商号があった場合、同じ市区町村内では同一の営業を目的として同一の商号を登記できない制度。商法で規定されていますが、今年5月施行予定の「会社法」では、規制の効力が同一市区町村内に限定されていることや営業目的の記載に問題があること等からこの規制を撤廃しています。

4月の税務と労務

国　税／3月分源泉所得税の納付　4月10日

国　税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　5月1日

国　税／8月決算法人の中間申告　5月1日

国　税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　5月1日

地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出　4月17日

地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付　4月中において市町村の条例で定める日

地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧　4月1日～4月20日または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税／軽自動車税の納付　4月中において市町村の条例で定める日

労　務／労働者死傷病報告（1月～3月分）　5月1日

非課税とされる給与

従業員に支給される金品は原則として給与として課税されますが、税法上非課税とされているものがあるので、主なものを以下整理してみます。

1 宿日直料

宿日直料は、一回の宿日直について支給される金額のうち、四千円までの部分については、原則として課税されません。

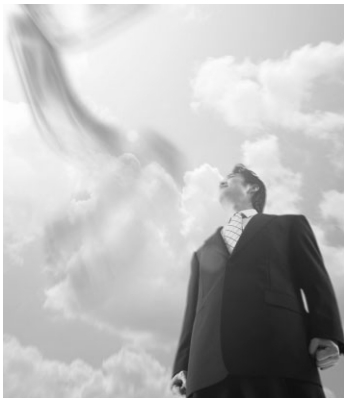

2 深夜勤務者の食事代

正規の勤務時間の一部又は全部が深夜（午後十時から翌日午前五時）に及び、夜食の提供ができないため、これに代えて通常の給与に加算して支給される食事代で、その支給額が勤務一回につき三百円（税抜き）以下のものについては、非課税とされます。

3 結婚祝金品等

結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は使用人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、

図表1　交通用具を使用している場合の非課税通勤費（1か月当たり）

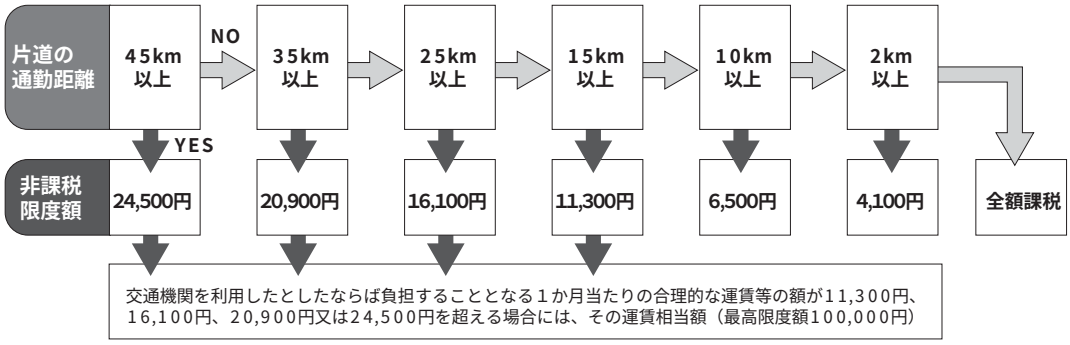

図表2　旅費の判定

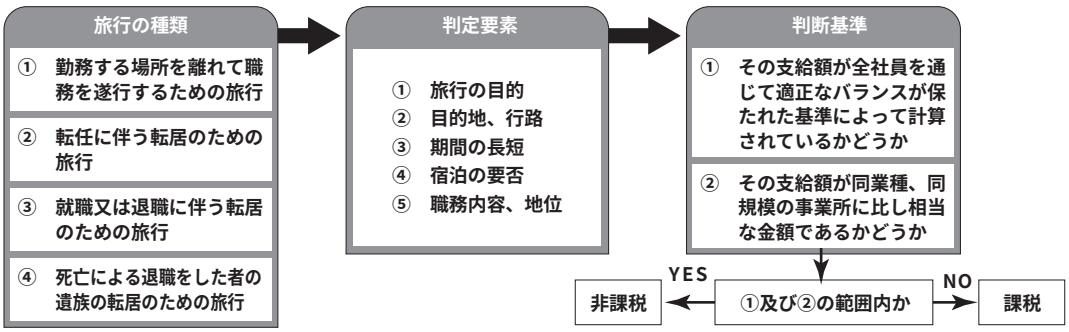

課税されません。

4 見舞金

見舞金は、その金額が支給を受ける役員又は使用人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません。

5 通勤手当等

通勤手当や通勤用定期乗車券の支給は、一ヶ月当たり一定の金額（最高限度額一〇万円）までは非課税とされています。

なお、車等交通用具を使用している場合の非課税限度額は、片道の通勤距離に応じ、図表1によって計算されます。

6 旅費

勤務する場所を離れて職務を遂行するために行う旅行などの場合、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要と認められる旅費については、課税されません。具体的には図表2のように判断されます。

7 海外渡航費

使用者が役員又は使用人に対して海外渡航のために支給する旅費等は、その海外渡航が使用者の業務の遂行上直接必要と認められる場合に、その海外渡航のために通常必要と認められる部分の金額に限り、非課税とされています（観光や通常必要と認められる部分を超える部分は賞与となります）。

8 外国人に対する休暇帰国のための旅費

使用人が、国内において長期間引き続き勤務する外国人に対し、就業規則等に定めるところにより相当の勤務期間（おおむね一年以上の期間）を経過するごとに休暇のための帰国を認め、その帰国のための旅行に必要な支出に充てるものとして支給する金品については、その支給する金品のうち、往復に要する運賃で、最も経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路及び方法によるものに相当する部分に限り、非課税とされます。

この趣旨は、本国を離れて勤務することとなった労働環境の特殊性に対して配慮したものです。

9 災害補償金等

労働基準法に基づく療養の給付や費用、休業補償、障害補償、打切補償、遺族補償及び葬祭料は非課税とされています。

10 死亡退職者の給与等

死亡した人に係る給与や退職金で、その死亡後に支給期の到来するもののうち相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課税されません。

11 技術習得費

業務上の必要性に基づき、職務に直接必要な技術や知識を習得させるための適正な費用の額は、非課税とされています。具体的には図表3のように判定されます。

図表3　技術習得費の取扱い

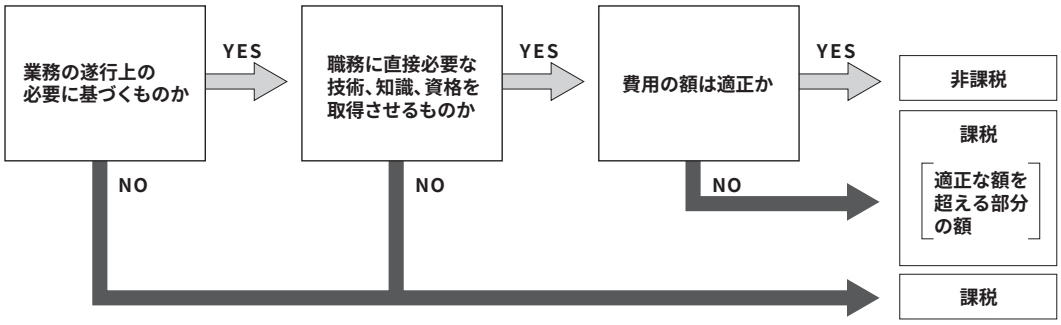

同一生計親族が負担した事業用資産の取得費の取扱い

Q 今年の夏にブティックを開業するため建物建築とその内装工事を行う予定ですが、私にはこれらをまかなうだけの資力がありません。そこで、その費用を夫に負担してもらおうと思っています（登記名義は夫）。

この場合に、何か課税上の問題はありますか？また、問題がある場合にはどのように対処すればよいでしょうか？

A 1　所得税の検討

事業主が同一生計親族に給料、家賃、借入金利子などを支払っても、その支払った金額をその事業主の必要経費とすることはできないとされています。その反面、事業主からこれらの対価を受けるべき親族が要した経費については、その事業主の経費とすることが認められています。

したがって、ご質問の場合は、夫が負担した建物や内装工事の費用については、その減価償却費等を事業主である妻の必要経費とすることが認められます。

2　消費税の検討

消費税については、少し問題があります。開業に伴う大きな設備投資をされるわけですから、消費税の還付申告を前提としますが、夫の負担した建物等の取得費にかかる消費税額は妻の課税仕入れとすることはできませんので注意が必要です。

消費税では、事業者自らが行った課税仕入れでなければ仕入税額控除は認められません。消費税と所得税は別物であるということです。

3　対応

ご質問の場合、妻の負担で建物等を取得すれば、何の問題もありません。夫が保証人になって妻が金融機関から融資を受け、建物等を取得すればよいでしょう。この場合、その借入金の返済についても、妻が行うことが必要となります。

中古資産の耐用年数の見積りの時期

問 当社は前期において、五年落ちの中古製造用機械を取得し、事業の用に供しましたが、その減価償却にあたり、法定耐用年数の一〇年を適用して償却限度額を計算して確定申告しました。これに対して、当期において見積耐用年数を適用したいと考えていますが、認められますか？

答 残念ながら認められません。

中古資産を取得して事業の用に供した場合、その資産の耐用年数は、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができることとされています。この残存耐用年数の見積は、中古資産を取得し、その事業の用に供した事業年度においてすることができることとされていますので、その事業年度に残存耐用年数を算定しなかった場合には、その後の事業年度において算定することはできないのです。

税金一口メモ

再開業の場合の消費税の届出書の効力

数年間休眠状態の会社を買収して、その事業の再開と同時に多額の設備投資をする場合、消費税の還付が予想されます。

この場合、数年間、休業状態であったので、事業を再開した今期は免税事業者となっているため、今期開始の日の前日までに課税事業者を選択しなければ、還付申告はできないものと思われがちですが、次の救済措置が設けられています。

「その課税期間の開始の日の前日まで二年以上にわたり売上も仕入もなかったような事業者が事業を再開した場合には、新規開業に該当するものとして取扱う」

したがって、今期の末日までに課税事業者を選択すれば還付を受けることができるのです。